

第 5 回建築基準制度部会後の委員意見について

秋山 委員 . . . p. 1

久保 委員 . . . p. 3

河野 委員 . . . p. 5

中島 委員 . . . p. 6

共同意見 . . . p. 7

(芦原委員)

(河野委員)

(後藤委員)

(宮原委員)

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」について意見

(社)住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会
委員長 秋山 一美

1. 総確認審査日数が50日程度になっていることの妥当性について

50日の長短を論ずる上では、1年以上の工期を要する10階建のマンションと、3～4ヶ月で竣工する戸建住宅では、建築主への負担の大きさが異なる点を考慮すべきである。

通常、構造計算適合性判定が必要でない戸建住宅等の確認審査は14～21日、2階建て以下の木造住宅にあつては、数日～7日程度であるから、構造計算適合性判定の有無による審査日数の差は、住宅を建築しようとする建築主には大きい。

事業用建物の場合、しっかりとした事業計画に基づいて建物の工程計画が設定されるのに対して、個人が建築主となる計画の場合は、着工日や引渡し日をご家族の事情によって決まるなど、常に流動的な要素を多く含んでいる。したがって、こうした個人住宅の建設においては、確認審査に要する期間が短いほど全体工程の調整が行いやすくなるために、総確認審査日数の短縮化への要望が強い。小規模な建設計画において、適判にかからない構造計算ルート1を選択する理由の一つになっている。

建築主に対して合理的な設計が提案できるように誘導することは、建築主の不利益を避けることであり、そのためには、建築確認審査の合理化を推進すべきであるとする。

2. 建築確認審査の合理化について

資料3によれば、限界耐力計算を除いて構造計算ルートの違いによる審査期間の顕著な差は認められない(P9)。また建築物規模が大きくなるほど総確認審査期間は長くなる傾向(P8)があるが、これは当然のものとして理解できる。2010年に構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会が設置され、適判要否の境界線上にあるルート2計算の一部を適判の対象から除外する検討を行った。しかし、①エキスパンションジョイントを用いた場合、②膜構造の場合、③小規模な混構造の場合、の3点について告示改正を提案した2011年の第2回開催以降は中断しているように見える。結論に至らぬ検討を含め、未公開の情報があれば開示して頂きたい。また小規模で特殊性の少ない建築物におけるルート2計算であれば、ピアチェックを要さないとの見込みがあつて始まった委員会であるのだから、ルート2計算の適判除外範囲についてさらにご検討いただきたい。

こうした全建築物を想定した一般則を定めようとするのは非常に難しい。どこかに境界線を引くよりも、建築主事や民間確認検査機関が必要に応じて適判を求めることが本来であるのではないかと考える。しかし、その場合においても、申請する側は全体工程を見積もるために、申請の事前に適判の要否を把握しなくてはならない。ガイドラインに基づいて、事前相談の段階で要否が示されるべきである。

3. 建築主事等特定行政庁における審査体制等が不十分であることについて

特定行政庁の審査処理能力は低下傾向にあり（P13）、指定確認検査機関の審査期間は、特定行政庁の審査期間よりも短い（P7）など、審査能力については機関側が特定行政庁を凌駕しつつある。市場競争原理が健全に機能した結果と推察される。今後も民間活用を推進することで審査能力の維持向上は図られるべきである。

建築基準法第6条の2第1項には、指定確認検査機関の確認は建築主事による確認とみなすとあり、同法第6条の2第10項では、指定確認検査機関が行った確認済証の交付は特定行政庁に報告することを求め、同条第11項は機関の交付した確認済証の失効権を特定行政庁に持たせている。こうした仕組みは、民間機関の裁量範囲を萎縮させ、硬直的な運用を引き起こす可能性がある。審査の能力において逆転している現状を鑑みるに適切な見直しが必要である。判断を行い得る能力を持った者が、審査の結果について責任を負う仕組みが適切である。

建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることを確保することが、住民の生命、健康および財産の保護等住民の福祉の増進を図る役割を担う地方公共団体の責務であるとされているが、指定民間確認検査機関の健全な運営について、適切な助言を行い監督することが地方公共団体の役割なのではないだろうか。

4. 確認と適判を同じ機関が行うことについて

事前相談の有効性から、確認審査の現場では申請者には適判機関を事前周知する慣習が定着している（P23）。また適判機関の8割が建築確認を行うことも可能であり（P28）、確認と適判の独立性を確保する措置を講じている（P30）ことから、確認と適判を同じ機関が行うことは、審査の合理化の観点から望ましいと考える。

以上

資料及び意見交換を踏まえたご意見提出について

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」

(1) 設計者(申請者)が適判機関を選択できる制度とする

- 現状は、確認機関が適合性判定機関を指定することになっているが、これを設計者が選択できる制度とする。(Peer Review のシステムに於いて、Reviewer を指定することに該当する。(ただし、機関のみの指定とする。))
- 現状の問題点： 地域(都道府県)によっては、適合性判定機関の機関数が少なく、設計者に選択の余地がない地域もある。これに対しては、各地域に於いて複数の適判機関を設けるよう努力(指導)する。
- 派生する問題点： 新たに適判機関を指定する必要がある。その為に、質の低下を招くようなことがあってはならない。
- 期待される効果： 設計者の選択余地が生じることにより、(うまく制度がまわれれば)適判機関に淘汰が生じ、適正な機関のみが存続する(早かろう、安かろう等の負淘汰が生じる危惧を伴うが)。

(2) 適判担当者の構成(常勤・非常勤)について ← 適判制度の在り方についての参考検討

- 現状、常勤(専任)と非常勤(本務を、自身の設計業務)の2カテゴリーの構成となっている。現時点では、大学等に於いて建築構造関係の講義を担当した/担当する大学教員が適合性判定員の資格を取得している。
- 現状の問題点： Peer Review(仲間や同分野の専門家による評価や検証)の主意からは、自身においても設計業務を本務とするもの、結果として非常勤、が担当するのが望ましい。ただ、常勤には、常勤であることの利点(習熟による高効率、指摘の適切さが期待できる)を有する。主意に沿う非常勤の適判担当者の場合、現状調査等において時間効率が低いことが指摘されている。別に、自己で設計業務に携わる設計者が適判を担当することにより、自身の設計能力を研ぐことが付随的に期待される。
- 派生する問題点： 実態として、非常勤の適判担当者では時間がかかるとの調査結果がある。これは、非常勤であることと連動して生じる事象であり、やむを得ない事象と判断される。この実態より、適判担当者を自身が設計行為に携わっている者(非常勤)に限定することは非現実と判断する。
- 適判機関に属する適判担当者の構成(常勤態勢の専任と非常勤)を偏った構成とならないようにする(指導、もしくは規制をかける)。具体的な構成比は、要検討事項とする。

(3) 確認と適判の同機関による実施(いわゆる、ワンストップサービス)の是非

- 現時点では、確認と適判は別機関で行う。
- 順序(Sequence)としては、確認 → 適判(この段階では、設計者と適判機関の間で設計上の仮定等の設計条件等について遣り取りが行われる) → 確認(適判の指摘に対する設計者の見解が新たに追加ならびに適判よりの指摘に対する設計変更が加えられた設計図書についての確認)が行われる。
- 現状の問題点: 確認と適判での行為は、分離されているが、一部に重複する事項がある。また、適判終了後(設計者と適判で設計上のやり取りがあった物件)において、適判機関による指摘を受けて設計変更された物件を確認機関で最終確認を行う際、この最終確認の実施体制が必ずしも適正な運用が行われていないケースが認められる。
適判の指摘に対する設計者の見解が新たに追加ならびに適判よりの指摘に対する設計変更を最終的に確認するのが適判機関であるか、確認機関であるかが明確でない場合があるようだ。
- 同一機関によって確認と適判を行うことのメリットは何処にあるか: 空間的に近接しているため、確認機関と適判機関の情報交換が効率的に行われる。サービスの迅速化につながるか?(ただし、一方の作業を省くような省力化であってはならない。)
- 同一機関によって確認と適判を行うことのデメリットはどこにあるか: 設計図書のある部分に行われている二重チェックを行うことができる。確認機関と適判機関の独立性(第三者性)を担保することができる。
今の時代(Internetの時代)、先に挙げられる空間的な近接による効率化は大きく期待できるメリットではない。

「木造建築関連基準等のあり方」

(1) 木造 3 階建て学校校舎を対象とする場合の Risk(その物理量)を明確にする

- 火災から守るべき者を明確化 → Handicap を有する児童、教職員
特なる”災害弱者”であることに留意する。
- 火災に伴う事象の Sequence を明確化((複数の)Scenario を想定する。)
- 火災 Sequence における各 Risk 項目(煙、火炎(輻射熱)、.....)の列挙(明確化)
- Risk を蒙る対象者からの”火災 Risk”に対する許容値(制限値)

→ どの様な規定を設ければ、木造 3 階建て校舎は Risk に対して安全が図られ、災害(Disaster)の生じない建物として計画/設計ができるか。

「木造建築関連基準等のあり方」、並びに
「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」に対する意見

■ 「木造建築関連基準等のあり方」に対する意見

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨は賛同できるが、今回の検討対象として、木造 3 階建ての学校としたのか、理由を明確にする必要があると思われます。
- 学校は、オープンスペースとしての校庭を含め、災害時の避難所としての機能、密集市街地での延焼防止機能等も期待される施設であり、立地上の問題も含めて検討することが必要ではないか。
- 木造建築物推進に向けては、スプリンクラーなどの消防設備の性能や維持管理体制も盛り込んだ建築・消防の一体となった安全基準の策定が有効ではないか。
- バルコニーや庇、防火壁等の設置が延焼防止策として一定の効果が確認されたとありますが、これらの設置による建築物の形態への制約が著しく大きなものとならない様な検証（防火戸やドレンチャーの設置等による検証）も必要ではないかと思われる。

効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方…意見

前回委員会の資料3を再度拝見して、下記をコメントいたします。

(1) 建築物の品質確保（クオリティコントロール）のために「適合性判定制度」があるわけですが、その前提として「適合性判定とその制度」の品質確保が必須です。資料3ではさまざまな角度から同制度の現状が分析されていますが、「適合性判定」の品質に関する議論がほとんどないのが気になります。社会と国民が望むのは、適合性判定制度の効率化ではなく、適合性判定の品質確保による良質な建築の供給であるからです。

(2) 多くの分析が判定に要した日数に費やされています。例えば、建築主事による場合は指定確認機関による場合よりも10～20日長い、あるときは30日かかったが手戻りが多いと80日かかる、です。これらの文脈では、長い時間を要する方が悪という構図が見え隠れしますが、見方を変えれば、建築主事の方が丁寧に資料をチェックしている、不具合が多い申請に対してきめ細かく対処し指導したから長い時間がかかった、というように、長い期間を要することこそが、適合性判定の品質確保を担保している証拠だ、と言えなくはありません。このように、判定期間の長い短いだけで良否を判断することは危険であると思います。

(3) 適合性判定の品質確保をどのように定量化するか、これはとても難しいことですが、だからといって本制度のあり方の論議において、それに全く言及しないのはよろしくないと考えます。私が今考えつくのは、「あるときは設計側にあるときは判定側に廻る」というピアレビューこそが適合性判定の品質確保の原点であるという認識にたった、ピアレビューの活用度による適合判定機関の評価です。

<以上>

第6回建築基準制度部会向け意見 「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」について

平成25年4月8日(月)

(公社) 日本建築家協会 芦原太郎
(一社) 日本建設業連合会 河野晴彦
(公社) 日本建築士会連合会 後藤伸一
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 宮原浩輔

1. 構造適判に関する事前相談の制度化
<p>事前相談制度を法的に位置付け、事前相談の希望があった場合、適判機関はそれにこたえなければならぬ仕組としていただきたい</p> <p>(理由) 構造計算というものも設計の一部であり、設計者の裁量に任された創造的な要素が少なからずある。設計行為に対する判断が伴う以上、構造計算適合性判定は審査マニュアルにただ機械的に従えばできるものではなく、設計者と審査側のコミュニケーションは必須である。</p> <p>事前相談を行うことで審査側の意図が正しく申請者(設計者)に伝わり、より適正且つ円滑な審査が行えるとともに、申請者の技術力向上や審査判定基準の明確化・公正化につながることも期待できる。</p>
2. 構造適判機関の指定の合理化
<p>①構造適判機関の指定申請に対する不受理要件を明確にし、合理的な理由がない限り指定をすることとしていただきたい。</p> <p>(理由) 指定申請を不受理とした県数は13県と決して少なくなく、しかも不受理の理由には合理性が欠けていると思われるものもある。既存適判機関との健全かつ適正な競争を確保するためにも、受理拒否の合理的要件を明確にするとともに、拒否要件に該当しない場合は原則として受理することとする。</p> <p>②指定確認検査機関と同様に、県指定のほか複数の県をまたがって業務を行う全国指定ルートを設ける</p> <p>(理由) 構造に関する必要な知識・技術は特殊なものを除き基本的には全国的に大きな違いはなく、ある地域で認められた設計手法は他地域で利活用されることも多い。</p> <p>これらにより、一部の都道府県で適判機関の数が不足している地域格差の解消となる。</p>
3. 構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度
<p>構造適判の指定も受けている確認検査機関は同一案件の構造適判と確認審査を行なえるものとする</p> <p>(理由) 構造適判制度の目的は、従来の確認検査機関では構造関係の審査に必要な技術力が見込まれないため、必要な技術力(適判員)を備えた構造適判機関が審査を行うこととしたものだが、構造関係規定に関する審査能力を備えた確認検査機関においては、同一案件であっても建築確認と構造適判の両方の審査を可能とすべきである。</p> <p>構造関係規定の審査では確認検査機関(確認検査員)と適判機関(適判員)の業務分担が定められており、一部の審査項目については両者が審査する制度になっているが、このような別人格の確認検査員と適判員によるダブルチェックを有効に機能させて合理的な審査を行うためには、両者が適切に連携して整合のとれた判定を行う必要がある。両方の技術力を備え権限を適正に行使できる機関であれば、現行の審査レベルを低下させることなく、より密接で質の高い審査が期待できる。</p>
4. 構造適判の対象建築物の見直しについて
<p>平成24年12月の第2回部会において、標記の件について合理化を求める意見を提出したところであるが、前回の部会資料3「建築確認・構造計算適合性判定制度の各種実態について」では、それについて全く触れられていない。構造適判制度の更なる合理化と建築設計の適切性の確保のためには、審査や設計業務の実態を踏まえた制度見直しの議論を行うことも必要と考える。</p> <p>例えば、構造適判制度の発足後に構造設計一級建築士が制度化されたが、構造設計一級建築士が構造設計に関与した場合は適判審査対象とする建築物は保有耐力計算を行った場合のみとするなど、審査の合理化も検討する必要がある。</p>